

豊島区放置自転車等対策の現状

(令和 2年 4月 1日現在)

1. 放置自転車を取巻く対策概説

1-1 豊島区の自転車対策	1
(表) 駅別乗り入れ台数の推移	2
(表) 放置自転車問題の発生から撤去活動に至る過程	4
1-2 駐輪場施設の管理運営等	5
(表) 区内駐輪施設一覧	6
(表) 区立駐輪施設運営状況	8
(表) 駐輪施設収納台数推移	9
1-3 放置自転車等の撤去・返還・処分	10
(表) 放置自転車等撤去業務の流れ	12
(表) 自転車撤去の状況(平成30年度)	13
(表) 撤去から返還、処分までの行程(令和元年度)	15
(表) 返還・処分台数の推移(自転車のみ)	16
1-4 保管所・コールセンターの管理運営	17
1-5 自転車リサイクル事業等	18
1-6 特定の建築物に対する駐輪場附置の義務付け	19

2. 自転車対策経費と財源の推移(参考)

2-1 自転車対策関連経費(歳出)の推移<決算ベース>	21
2-2 自転車対策関連経費(歳入)の推移<決算ベース>	22

1. 放置自転車を取巻く対策概説

1-1 豊島区の自転車対策

自転車は、手軽で便利な交通手段として多くの人に利用されているが、道路や駅前広場などに大量に放置されると、歩行者、特に身体に障害のある方や高齢の方の通行を妨害するほか、街の景観を壊し、緊急時の救急・消防車両の通行を妨げるおそれがあるなど大きな社会問題となっている。そして、この問題は大都市圏のみでなく、地方都市においても発生しており、全国的な社会問題となっている。

近年は、駅周辺における自転車等の放置台数は、自転車等駐車場が整備されるとともに減少しており、適正駐輪は約20年間で2倍に増え、放置台数は1割以下と大きく減少している。

【1】 自転車放置の原因

平成4年3月に総務庁交通安全対策室がまとめた「放置自転車対策に関する調査研究」によると自転車放置の原因は以下の点にあると指摘している。

- (1)人口が都市に集中し、鉄道で都心に向かう人が増えた。
- (2)日常的な通勤・通学に加え、健康志向、エコ志向等により自転車ユーザーが増加している。
- (3)個人の経済的な豊かさと自転車の価格低下などにより、乗り捨てに抵抗が少なくなった。

【2】 豊島区の駅周辺における自転車等の放置状況

豊島区における放置自転車問題は年々改善の傾向にある。

毎年実施している駅前放置自転車実態調査によると、平成11年には池袋駅が4,582台で都内ワースト1位、巣鴨駅が3,360台で同3位という大変不名誉な状況にあったが、令和元年度調査においては、池袋駅が191台、巣鴨駅84台と大幅な改善がなされている。また、平成20年度調査で都内ワースト1位であった大塚駅(1,889台)も駐輪場整備と放置禁止区域の指定により、令和元年度には35台で2.0%近くまで減少した。また駅周辺全体では乗入台数12,394台に対して、放置台数は463台、適正駐輪は11,931台となっている。(※数値は自転車・原付の合計を示す)

駅周辺ではないが、放置自転車が多く見受けられる地域に、大型商業施設の民間駐輪場設置の協力を得て放置禁止区域を指定するなどの工夫も図っている。

令和2年4月1日現在、区内で放置禁止区域が指定されていない駅は北池袋駅のみとなり、この地域の駐輪場整備と、既に駐輪場が整備されている駅であってもそれらが需要に見合うものであるか等を検証していくことが今後の課題である。

【3】 豊島区の自転車対策事業

豊島区は自転車対策事業として主に以下の施策・事業を行っている。

(1) 条例の制定

- ①豊島区自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年10月1日公布、昭和63年4月1日施行)
- ②豊島区立自転車等駐車場条例(昭和62年10月14日公布、昭和63年4月1日施行)
 - ・自転車駐車場の設置及び利用について
 - ・自転車の適正な利用の指導啓発について
 - ・自転車等の放置防止(放置禁止区域の指定)
 - ・自転車駐車場の附置義務

(2) 有料駐輪場施設の整備・管理運営

(3) 無料自転車置場の設置

(4) 放置禁止区域の指定、放置自転車等の撤去

(5) 主要駅周辺の放置自転車等対策クリーンキャンペーンの実施

(6) 撤去自転車のリサイクル活用

(7) 広報紙、各種イベント等による放置防止の啓発活動

(8) 特定の建築物に対する駐輪場附置の義務付け

駅別乗り入れ台数の推移

「放置台数」と「適正駐車台数」の計が「乗入台数」である。自転車と原付の合計数である。

放置台数は、東京都による一斉調査(毎年10月or11月、晴天の平日、午前11時)による。

(單位:台)

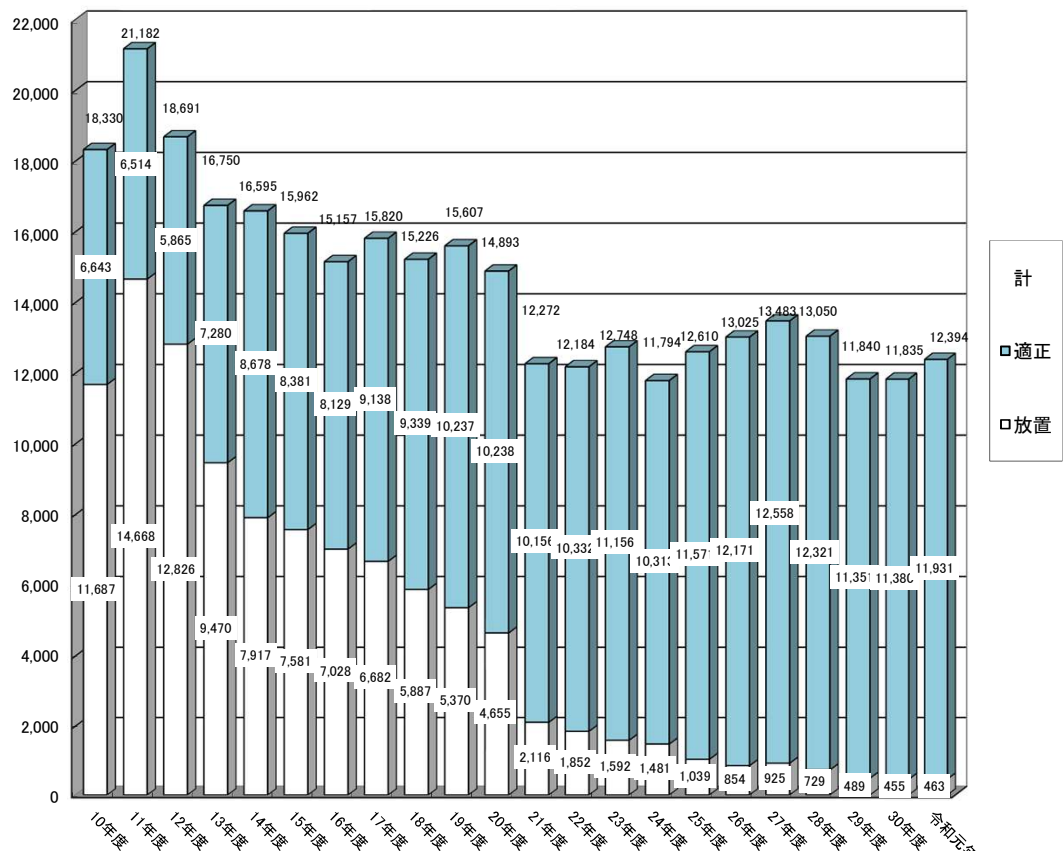
[illegible]

計	区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
	放置	11,687	14,668	12,826	9,470	7,917	7,581	7,028	6,682	5,887	5,370	4,655	2,116	1,852	1,592	1,481	1,039	854	925	729	489	455	463
	適正	6,643	6,514	5,865	7,280	8,678	8,381	8,129	9,138	9,339	10,237	10,238	10,156	10,332	11,156	10,313	11,571	12,171	12,558	12,321	11,351	11,380	11,931
	計	18,330	21,182	18,691	16,750	16,595	15,962	15,157	15,820	15,226	15,607	14,893	12,272	12,184	12,748	11,794	12,610	13,025	13,483	13,050	11,840	11,835	12,394

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
池袋	3,924	4,582	3,596	2,584	2,312	2,183	2,076	1,988	1,728	1,551	1,125	727	541	487	399	368	267	318	299	184	148	191
巣鴨	2,733	3,360	3,338	1,295	1,111	922	772	648	493	382	343	278	271	184	218	209	158	189	147	63	92	84
大塚	1,245	1,838	1,638	1,908	2,098	1,904	1,925	1,889	1,776	1,646	1,889	190	171	126	110	51	22	17	9	73	22	35
目白	1,088	983	1,277	1,372	212	128	158	97	123	84	56	70	25	43	30	12	17	36	18	24	13	22
駒込	1,442	138	157	146	129	183	72	67	80	78	78	76	91	54	48	46	31	46	17	13	9	14
その他	2,555	3,767	2,820	2,165	2,055	2,231	2,086	1,967	1,726	1,657	1,150	820	735	711	694	348	340	337	233	143	162	125

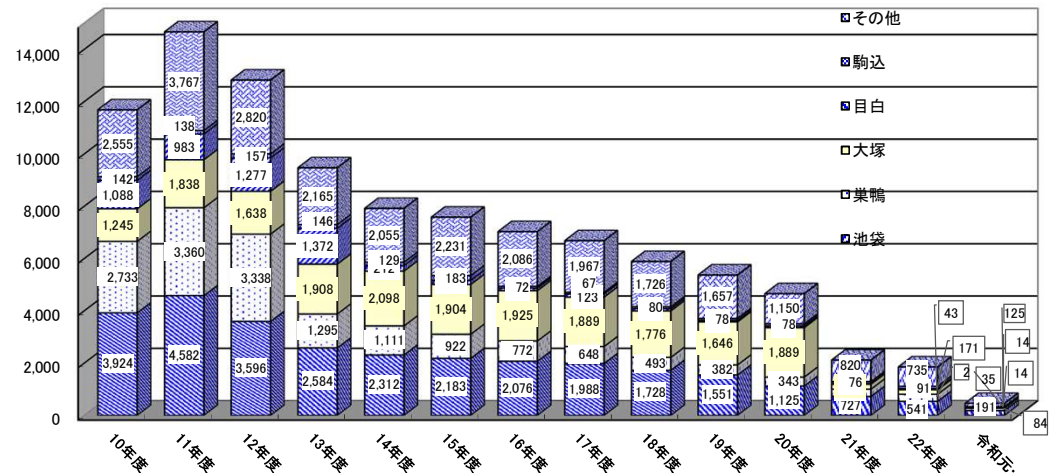
区内乗入台数の推移

單位:台



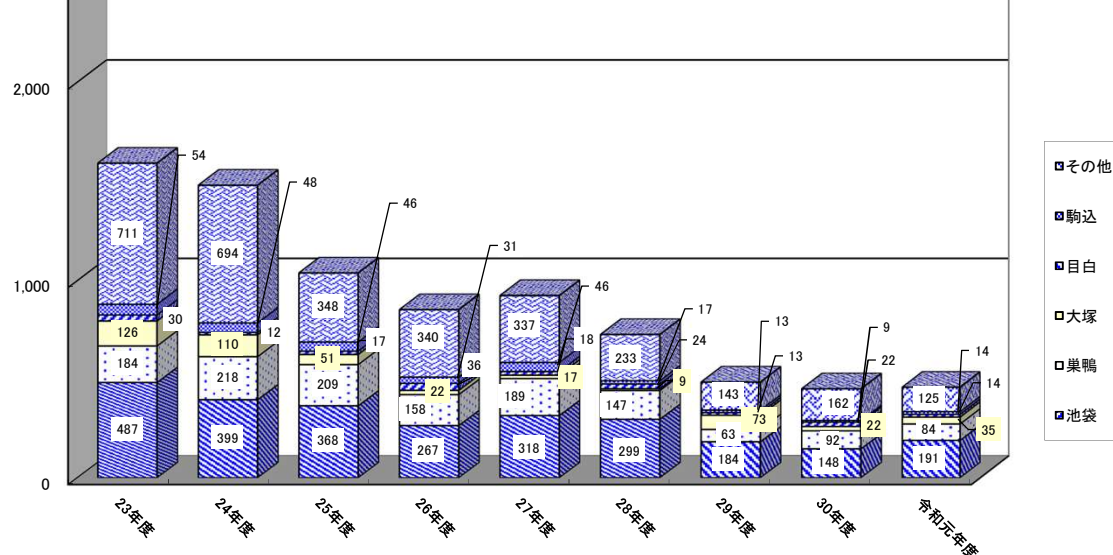
駅別放置台数の推移(平成22年度まで)

單位：台



駅別放置台数の推移(平成23年度以降)

单位:台



放置自転車問題の発生から撤去活動に至る過程

放置自転車の発生

自転車駐車場の整備



地元住民、商店会等と、警察、鉄道事業者、学校等の関係者との調整

放置禁止区域の指定

<放置禁止区域設定年月日>

	地 域 名	設 定 月 日	拡 充 月 日		
1	池 袋 駅 西 口	昭和63年4月1日	平成3年5月1日	平成10年4月1日	平成14年12月1日
			平成20年12月5日	平成23年4月15日	
2	池 袋 駅 東 口	平成12年5月1日	平成13年10月1日	平成20年4月1日	平成21年7月1日
			平成22年12月10日	平成26年1月1日	
3	巢 鴨 駅 周 辺	平成13年4月1日	平成13年10月1日	平成19年7月1日	
4	駒 込 駅 周 辺	平成9年8月1日			
5	東長崎駅周辺	昭和63年11月1日			
6	椎名町駅周辺	平成3年5月1日	平成18年2月1日	平成20年7月1日	平成26年1月1日
7	千 川 駅 周 辺	平成3年8月1日	平成20年3月1日		
8	要 町 駅 周 辺	平成3年1月15日	平成20年3月1日		
9	落合南長崎駅周辺	平成10年2月1日			
10	西 巢 鴨 駅 周 辺	平成12年7月1日	平成27年4月1日		
11	目 白 駅 周 辺	平成14年4月1日	平成23年12月20日		
12	高田馬場駅周辺	平成16年1月5日			
13	下板橋駅周辺	平成18年1月23日	平成26年1月1日		
14	東池袋駅周辺	平成18年4月1日	平成22年2月16日		
15	板 橋 駅 周 辺	平成19年4月1日			
16	雑司が谷駅周辺	平成20年7月1日			
17	大 塚 駅 周 辺	平成21年6月1日			
18	サンシャインシティ周辺	平成22年2月16日	平成22年12月10日		
19	新大塚駅周辺	平成25年4月1日			

保管所受入態勢の再編成

「放置禁止区域指定」の普及啓発

放 置 自 転 車 撤 去 活 動 の 開 始

1-2 駐輪場施設の管理運営等

【1】区立の駐輪場施設

区では、令和2年4月1日現在、有料の駐輪場施設として自転車駐車場（コイン式を含む条例施設）を37カ所、登録制自転車置場を3カ所（1カ所は工事のため休止中）、要綱施設としてのコイン式駐輪場を1ヶ所整備し、管理運営している。始業および終業時間は、その駅の最終電車の時間、深夜の利用状況などを考慮しているため、各施設により異なっている。また、無料の自転車置場は1カ所設置されている。

（自転車駐車場：条例施設）

＜利用方法＞

利用方法は、月単位の「定期利用」と、1日単位の「当日利用」がある。

「定期利用」は、定期利用登録者には定期利用カードを発行するとともに、定期利用登録ステッカーを自転車に貼付してもらう。

「当日利用」は、利用者に発行時刻を刻印した1日単位の利用券を発行し自転車に貼付してもらう。そして、退出時に利用時刻を刻印し、有料・無料の判別をする。（原則として最初の2時間以内は無料。コイン式は、最初の2時間以内は無料。）

＜利用料金の減額・免除＞

原則として、以下の事由がある場合には利用料を減額または免除している。

- ①生活保護法第11条に規定する保護を受けている者
- ②身体障害者、知的障害者または精神障害者
- ③児童扶養手当法第4条に規定する児童扶養手当を受けている者
- ④その他区長が特に必要があると認める者

＜受付方法＞

- ①定期利用については、年度開始前に利用者の受付・抽選を行っている。
- ②利用受付は、各自転車駐車場で行う。
- ③継続利用の受付は利用前月の20日から末日までの間に各自転車駐車場で行う。
- ④下記の駐輪場は、最寄の駐輪場・管理室にて、受付を行っている。

要町駅北自転車駐車場	⇒（受付場所）要町駅南自転車駐車場
千川駅西・千川北第2自転車駐車場	⇒（受付場所）千川駅北第一自転車駐車場
巣鴨駅南・巣鴨駅第3自転車駐車場	⇒（受付場所）巣鴨駅北自転車駐車場
目白駅北・目白駅西	
千登世橋自転車駐車場	⇒（受付場所）目白駅東自転車駐車場
大塚駅新大塚駅周辺自転車駐車場	⇒（受付場所）大塚駅南自転車駐車場

（コイン式自転車駐車場：条例施設）

ラックを設置し、硬貨を投入する精算機により管理されている自転車駐車場である。（原則として最初の2時間以内の利用は無料。）

（登録制自転車置場：要綱施設）

幅員の広い道路の歩道上や河川敷等の一角を暫定活用した有料の登録制自転車置場である。

（コイン式自転車置場：要綱施設）

設置場所は登録制自転車置場と同様に、暫定活用地におけるコイン式の自転車置場である。

（無料自転車置場：要綱施設）

管理人を置かず駐輪スペースとして開放している場所である。原則として24時間利用可能である。基本的に無人であり、巡回指導員や駅周辺整理員（いずれもシルバー人材センターに委託）による自転車整理を適宜行っている。

【2】鉄道事業者・民間事業者駐輪場

大規模な民間駐輪場として、池袋駅西口に「メトロポリタンプラザビル駐輪場」が設置されている他、令和2年4月現在で30箇所の民間駐輪場が設置されている。

（附置義務による駐輪場も定期利用・時間利用等で一般公共に供しているものを含む。）

区内駐輪施設一覧

自転車駐車場(条例)							R2.4.1現在					
名称(〇〇〇自転車駐車場)	記号	所在地	電話	所有	面積	収容台数 自転車 原付	開設年月日	位置・許可関係等				
1 池袋駅北		池袋1-4-20	3590-3838	区	574.61	274	S63.4.1	池袋大橋下 ※H30.4.1日からR2.3.31まで橋梁工事のため休止、R2.4.1から再開				
2 池袋駅西		西池袋3-20-1	3590-3837	区	1,767.05	730	S63.4.24	区立西池袋公園地下 (公園占用許可～R6.3.31) 保管所(450台)と併用 都市施設				
3 要町駅南		要町1-4-11	5995-1107	民間	330.83	300	H3.1.15	サダシマ要町ビル地下 (H3.1.1～R3.3.31・賃貸)				
4 千川駅南		要町3-9-16	3955-4440	民間	196.10	220	H3.7.1	あやのビル1階 (H3.6.1～R3.5.31・賃貸)				
5 要町駅北		要町1-10-8	要町南管理	民間	213.48	200	H3.8.1	屋根あり (H3.4.1～R4.3.31・賃貸) 傾斜ラック撤去→平置き(H30.3)				
6 千川駅北第一		要町3-44-8	3972-4220	民間	586.96	550	H4.7.29	屋根あり(H13.7.1名称変更) (H31.4.1～R6.3.31・賃貸)				
7 目白駅西 *2		目白3-4-3	目白東管理	民間	240.80	140	H5.1.18	民間ビル1・2階部分 (H5.11～R4.11.30・賃貸)				
8 千川駅西		要町3-22-11	千川北1管理	民間	229.94	200	H5.2.1	旧要湯後 (H31.4.1～R6.3.31・賃貸)				
9 駒込駅北 *1		駒込2-2-2	5974-4469	区	997.10	668	H9.8.1	染井吉野桜公園地下(道路付属物) 都市施設 H22.4.23上段127台撤去				
10 池袋駅東		東池袋1-50-23	5951-5751	区	859.61	450	H12.4.1	池袋駅前公園地下 (公園占用許可～R6.3.31) 都市施設				
11 西巣鴨駅 *1		西巣鴨3-26-1	3918-5778	区	388.06	200	H12.7.1	朝日メトロステージ西巣鴨2F (区分所有・管理費等毎年更新)				
12 巣鴨駅北 *1		巣鴨2-7-11	3576-0165	区	1,787.68	918	H13.4.1	立体機械式(開設当初1216台)都市施設 H19.2改良 (16台×10段×5棟=800、16台×8段×2棟=256、16台×5段×1棟=80)				
13 千川駅北第二		要町3-55	千川北1管理	都	448.19	290	H13.7.1	千川上水敷地 (公有水面使用許可～R3.3.31・無償) H27.11.1 拡大60台:自転車				
14 目白駅東 *2		目白1-4-1	3986-5681	区	1,238.80	800	H14.4.1	駅前広場地下(道路付属物)				
15 目白駅北 *2		目白3-16	目白東管理	区	464.43	280	H14.4.1	屋根なしゲート式 コイン式(自主事業)100台				
16 巣鴨駅南 *1		巣鴨1-13-8	3941-2233	区	476.48	250	H17.7.1	地下1階・地上2階・1階にはコイン式(自主事業)69台				
17 ウイロード		南池袋1-28-2	044-754-0851	JR	223.98	156	H19.4.2	コイン式(TO) 池袋駅東口ウイロード脇JR業務用ビル地下1階(～R3.3.31・賃貸)				
18 巣鴨駅北口白山通り *1		巣鴨2-9	0120-3566-21	国道上	280.07	191	H19.7.1	コイン式(N) 国道17号(白山通り)歩道を道路占用(～R4.3.31 占用料免除) A:104台(H19.7.1自主事業による設置) B:68台・C:19台(H24.11.29 87台増設)				
19 千川駅路上		要町3-10-12.22.23.44外	0120-566-997	都道上	468.29	427	H20.3.1	コイン式(T) 都道(要町通り)歩道を道路占用・使用(～R6.3.31)・都水面(千川上水)115.92㎡を公有土地水面使用許可(H28.12.14～R3.3.31)使用料免除				
20 要町駅路上		池袋5-26先要町1-1	0120-3566-21	都道上	399.47	388	H20.3.1	コイン式(N) 都道(要町通り)歩道を道路占用・使用(～R6.3.31) H20.3.1 120台、H22.4.1 62台増設、H22.6.1 245台(要町144、山手101)増設、H28恵いやり39台減				
21 千登世橋 *2		雑司が谷3-1-7	(目白東管理)	区	121.53	50	H20.7.1	千登世橋教育文化センター敷地内(行政財産使用許可H30.4.1～R5.3.31) 定期利用30台 コイン式(A)20台				
22 池袋駅北第二		池袋1-4-20先	04-2929-8377	東武・区道	79.68	80	H20.12.5	コイン式(T) 東武鉄道 道路占用(主たる部分は東武鉄道より無償使用)				
23 大塚駅北口第二		北大塚2-4～6先	6912-5071	区道上	186.78	288	H21.5.1	桜並木 コイン式(D)288台				
24 大塚駅北口第三		北大塚2-4先・8先	6912-5071	区道上	84.34	90	H21.5.1	桜並木に新設 前輪ラック				
25 大塚駅北口第四		南大塚3-33-4	6912-5071	JR	168.45	140	H21.5.1	JR線路端 (JR鉄道用地使用許可R5.3.31まで、無償) 前輪ラック88台				
26 空蟬橋原動機付		北大塚2-3先	6912-5071	区道上	96.90	0	H21.5.1	空蟬橋				
27 大塚駅北口路上		北大塚2-14	0120-3566-21	都道上	59.88	66	H21.11.1	コイン式(N) 特例都道436歩道を道路占用・使用(～R4.3.31 占用・使用料免除)				
28 椎名橋		長崎1-9-30	0463-23-3011	区道上	1,015.66	670	H23.3.23	椎名橋高架下 北側:コイン式(T)115台・平置き200台 南側:コイン式(T)96台・平置き259台				
29 池袋六ツ又陸橋		東池袋3-8先	0120-3566-21	国道上	77.68	45	H22.12.1	コイン式(N) 国道254号(春日通り)高架下を道路占用 (R2.4.1～R7.3.31 占用料免除)H24.8.1条例指定				
30 南長崎 *3		南長崎4-13-5	3953-0795	区	858.89	270	H25.2.10	南長崎中央公園地下 (公園施設と合わせて自転車庫460台 原付20台)				
31 池袋駅東第二		東池袋1-50番先	0120-566-997	JR	309.20	200	H25.2.27	コイン式(T) 200台 (JR鉄道用地使用許可R4.3.31まで、無償)				
32 新大塚駅路上		0120-3566-21	区道上	170.10	146		H25.3.4	コイン式(N) 73台(A:1740台 B:1733台) 定期平置き73台				
33 巣鴨駅第三 *1		巣鴨2-9-23	巣鴨北管理	都	300.00	140	H26.1.6	都バス車庫の一部*H13.10.1→(東京都行政財産使用許可(有償)毎年更新)*H26.1.6より移転 自110→161台 原10→12台				
34 池袋駅南		南池袋2-21-6	5944-8687	区	2,302.76	632	H26.1.6	南池袋公園地下変電所B1部分 平置き (公園占用許可R6.3.31まで)				
35 新庚申塚路上		西巣鴨3-15番先、	0120-566-997	国道上	44.96	38	H27.4.1	コイン式(T)25台(A)13台(B) 国道17号(白山通り)歩道を道路路占用(H31.4.1～R6.3.31 占用料免除)				
36 池袋駅西第二		西池袋1-8-1	0120-566-997	都(芸術劇場)	177.53	140	H29.1.24	コイン式(T)140台 東京都行政財産使用許可(有償)毎年更新				
37 大塚駅南		南大塚3-33-3	6912-5071	JR	2,087.66	700	H29.6.1	JR用地の無償提供を受けて区が広場整備と併せてH23から整備した地下1階駐輪場 平置き				

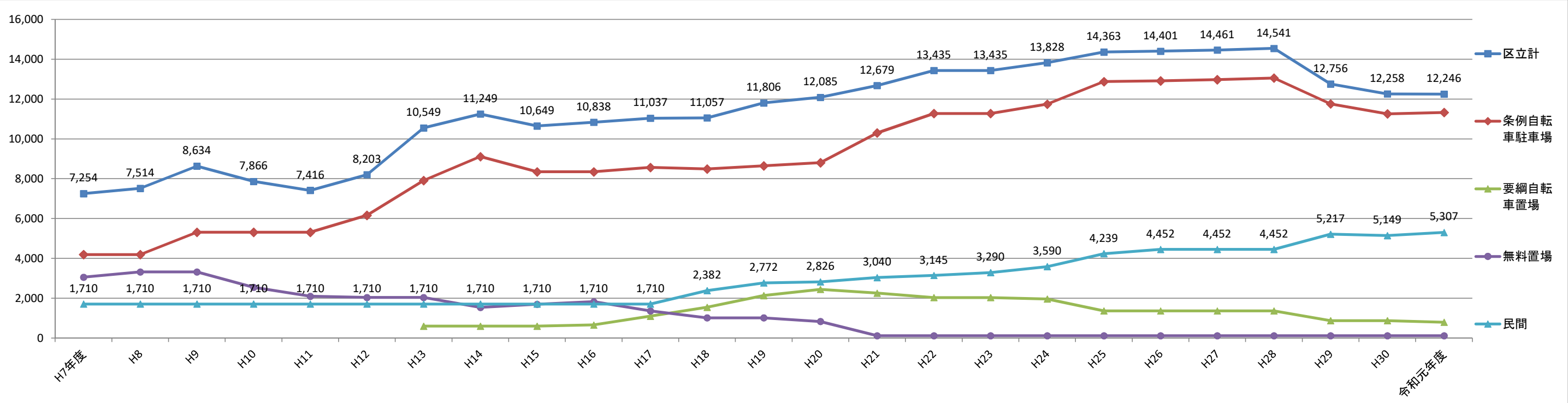
区立駐輪施設運営状況

駅	駐輪施設	開業時間	定期利用料金・1ヶ月(単位:円)								当日利用		自転車 イン ン式 コ
			自転車				原付				自転車	原付	
			区内居住者		区外居住者		区内居住者		区外居住者				
			一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生			
池袋駅東口	池袋駅東	4:00～25:30	2,500	1,250	3,000	1,500					○		
	池袋駅東第二	24時間											○
	ウイロード	24時間											○
	池袋駅南	4:00～25:30	1,250	650	1,500	750					○		
	池袋東大橋下	24時間	6,000(1年間)										
サンシャイン シティ周辺	池袋六ツ又陸橋	24時間											○
池袋駅西口	池袋駅西	4:00～25:30	1,250	650	1,500	750					○		
	池袋駅西第二	24時間											○
	池袋駅北(一時閉鎖中)	6:00～25:00	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000	○	○	
	池袋駅北第二	24時間											○
	大塚駅北口第二	24時間											○
	大塚駅北口第三	24時間	1,250	650	1,500	750							
	大塚駅北口第四	24時間	2,500	1,250	3,000	1,500							
	空蟬橋原動機付	24時間					3,750	2,500	4,500	3,000			
	大塚駅南	4:00～25:30	2,500	1,250	3,000	1,500							
	大塚駅北口路上	24時間											○
巣鴨	巣鴨駅北	4:00～25:30	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000	○	○	
	巣鴨駅南	4:00～25:30	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000	○	○	
	巣鴨駅第三	24時間	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000			
	巣鴨駅北口白山通り	24時間											○
目白	目白駅東	4:00～25:30	2,500	1,250	3,000	1,500					○		
	目白駅西	4:00～25:30	2,500	1,250	3,000	1,500					○		
	目白駅北	24時間	1,400	700	1,500	750	2,800	1,850	3,000	2,000	○		○
駒込	駒込駅北	4:00～25:30	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000	○		
北池袋	北池袋	24時間									無料		
下板橋	下板橋	24時間											○
椎名町	椎名橋	24時間	2,500	1,250	3,000	1,500							○
東池袋	東池袋	24時間	6,000(1年間)				9,000(1年間)						
要町	要町駅南	6:00～24:45	2,500	1,250	3,000	1,500					○		
	要町駅北	24時間	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000			
	要町駅路上	24時間											○
千川	千川駅南	6:00～24:45	2,500	1,250	3,000	1,500					○		
	千川駅西	24時間	2,000	1,000	2,250	1,100							
	千川駅北第一	6:00～24:45	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000	○	○	
	千川駅北第二	6:00～24:45	1,250	650	1,500	750	1,750	1,200	2,100	1,400			
	千川駅路上	24時間											○
西巣鴨	西巣鴨駅	4:45～25:00	2,500	1,250	3,000	1,500					○		
	新庚申塚	24時間											○
新大塚	新大塚駅路上	24時間	2,500	1,250	3,000	1,500							○
落合南長崎	南長崎	5:00～25:15	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000	○	○	
高田馬場	神田川第一	24時間	6,000(1年間)										
雑司が谷	千登世橋	24時間	2,000	1,000	2,250	1,100							○

駐輪施設の収容台数推移

	H7年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	令和元年度
区立計	7,254	7,514	8,634	7,866	7,416	8,203	10,549	11,249	10,649	10,838	11,037	11,057	11,806	12,085	12,679	13,435	13,435	13,828	14,363	14,401	14,461	14,541	12,756	12,258	12,246
条例自転車駐車場	4,194	4,194	5,314	5,314	5,314	6,164	7,910	9,110	8,348	8,348	8,568	8,488	8,648	8,808	10,299	11,276	11,276	11,742	12,877	12,915	12,975	13,055	11,757	11,259	11,327
要綱自転車置場							600	600	600	660	1,100	1,550	2,139	2,442	2,258	2,037	2,037	1,964	1,364	1,364	1,364	1,364	877	877	797
無料置場	3,060	3,320	3,320	2,552	2,102	2,039	2,039	1,539	1,701	1,830	1,369	1,019	1,019	835	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122
民間	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	2,382	2,772	2,826	3,040	3,145	3,290	3,590	4,239	4,452	4,452	4,452	5,217	5,149	5,307
条例自転車駐車場			駒込北 850 南長崎 270			池袋東 550 西巢鴨 300	巢鴨南 130 巢鴨北 1,216 千川北二 290 巢鴨三 110	目白東 800 目白北 400	池袋西(一部 保管所へ転 用) ▲762		巢鴨南(改 築) ▲130 新350	巢鴨北(一部 削減) ▲80	ウイロード 160	千登世橋 80 池袋北二 80	大塚北ロー140 大塚北口ニ260 大塚北口三90 大塚北口四140 千川路上365 要町路上120 巢鴨白山104 大塚北口路上 272	要町路上増 62 要町路上増 245 椎名橋 670		池袋六ツ又条例化 45 巢鴨白山増 87 池袋東第二 200 新大塚路上(コイン) 73 新大塚路上(定期) 73 千登世橋 ▲12	池袋駅南 1,084 巢鴨第三増 設 51	新庚申塚 路上 38	千川北二 60増	池袋駅西 第二 140 千川路上 ▲21 要町路上 ▲39	池袋駅北 休止 ▲651 ウイロード ▲4 大塚駅南 700 ※利便性 向上のため収容台 数見直しを 実施	千川駅路上 58 大塚駅北第 二28 大塚駅南 68 千川駅北第 二▲60 池袋駅南▲ 452 大塚駅北第 一▲140	池袋駅北274 大塚駅北口 路上▲206
要綱自転車置場							グリーン大通り 600			神田川 60	椎名町公園 内 200 下板橋 240	東池袋 450	巢鴨白山通 り 104 千川路上 365 要町路上 120	雑司が谷 90 六ツ又 67 椎名町駅北 66 池袋東大橋 下80	雑司が谷▲90 大塚南220 大塚台公園200 巢鴨白山▲104 千川路上▲365 要町路上▲120 雑司が谷75	椎名町公園 内廃止▲200 椎名町駅北 口廃止▲66 池袋六ツ又 陸橋45		池袋六ツ又陸橋条 例化 ▲45 雑司が谷廃止 ▲75 東池袋仮A47	グリーン大通り 廃止 ▲600			池袋六ツ 又交差点 ▲67 大塚駅南 口▲220 大塚台公 園内▲200		池袋駅東大 橋下▲80	
無料置場		駒込駅北口 ▲108 椎名町北口 第二増 80	巢鴨駅北口 450 椎名町北口 第二廃止 ▲190	大塚北四 (返還) ▲168 池袋駅東口 第一条例化 ▲300 目白駅第四 廃止 ▲450 目白駅第五 150	巢鴨駅北口 条例化 ▲450	目白第一 廃止 ▲63		目白第三条 例化 ▲350 目白駅第五 廃止 ▲150	椎名町公園 200 大塚北四再 開 170 大塚北五(返 還) ▲208	大塚北一増 40 大塚南一 89	椎名町公園 要綱化 ▲200 下板橋要綱 化 ▲261	東池袋要綱 化 ▲350		池袋東第二 要綱化 ▲91 椎名町北口 第一要綱化 ▲93	大塚北ロー▲ 193 大塚北口ニ▲ 164 大塚北口三▲ 97 大塚北口四▲ 170 大塚南一▲89										
民間												プラザ 増370 ライズシティ 池袋 134 ライフ千川 168	マルイ46 西武東長崎 駅改良によ る整備600 (増190) コインズ椎名 町154	駒込一丁目 54	サンシャイン北198 サンシャイン西62 エコステーション巢鴨 27 アトレヴィ巢鴨 127 西武椎名町南 廃止▲200	サンシャイン 西友 50 東武ストア西 池袋55	アイテラス(コ イン)299 コインズ椎名 町廃止 ▲154	マルイ増59 サンシャイン東74 サンシャイン西廃止▲62 アイテラス(定期)60 アイパーク池袋北口62 三井池袋東80 リーベンパーク目白27	JR大塚南口 ビル506 西武スマイル 南池袋55 P'バルコ88	三井東長 崎駅 159 三井要町 駅 54			西武スマイル パークダイヤ ゲート池袋67 西武スマイル 南池袋 ▲55 西武スマイル 西友東長崎 ▲80	キュープラザ 池袋117 エコステー ション21豊島 郵便局41	

※駐車場収容台数は、自転車等駐車場条例施行規則第2条別表、登録制自転車置場及びコイン式自転車置場に関する要綱、豊島区公共施設の概要に定める収容台数(自転車のみ)。
※各年とも年度末現在の台数。



1-3 放置自転車等の撤去・返還・処分

< 放置自転車等の撤去 >

区のおこなっている放置自転車等の撤去作業は、放置されている場所・状況によって「放置禁止区域内」、「放置禁止区域外」などに分けて実施している。

条例により通行の障害が認められるときは、自転車・原動機付自転車(50cc以下。以下原付という)は、条例に基づく撤去活動の対象となる。

撤去した自転車は保管所に移送し、30日間保管する。返還の際には撤去保管手数料が必要となる。

自転車がチェーン錠でガードレール等に固定されている場合は、他の撤去自転車の扱いとの公平性を確保するため、錠を切断して撤去する(切断したチェーン錠は弁償しない)。

撤去後は、撤去場所の警告看板および自転車保管所の場所を掲示した標示板を置くなどで周知している。

【1】 放置禁止区域内

放置自転車の撤去活動は、緊急時の災害救助活動を円滑にし、道路や駅前広場等の良好な環境を保ち、その機能の低下を防止することで、高齢者、障害をお持ちの方、乳幼児のベビーカーをご利用の方々の通行の安全を確保し、かつ店舗の営業の妨げとならず、街の美観を損ねないことを目的に放置の抑制を行っているものである。当然のことであるが、決して自転車を使用させないことをめざすものではない。

放置禁止区域内においては、通行の妨げになっている自転車を整理し安全な通行空間を確保するとともに、「自転車を離れて直ちに移動できない」放置自転車等に事前に警告札を貼付し、短時間の警告の後、速やかな撤去活動を実施している。

なお、撤去活動の際には広報車で周知を行い、所有者が近くにいる場合は至急移動し、駐輪場をご利用いただくよう呼びかけている。

【2】 放置禁止区域外

放置禁止区域外で区民等から電話やハガキで公道上の放置自転車について通報が寄せられるなど、放置による被害が著しいと認められるときには、警告を行い、警告後も状況が改善されない場合に撤去を行う。

※ 平成21年11月の条例改正により警告の翌日撤去を開始。(それ以前は一週間撤去。)

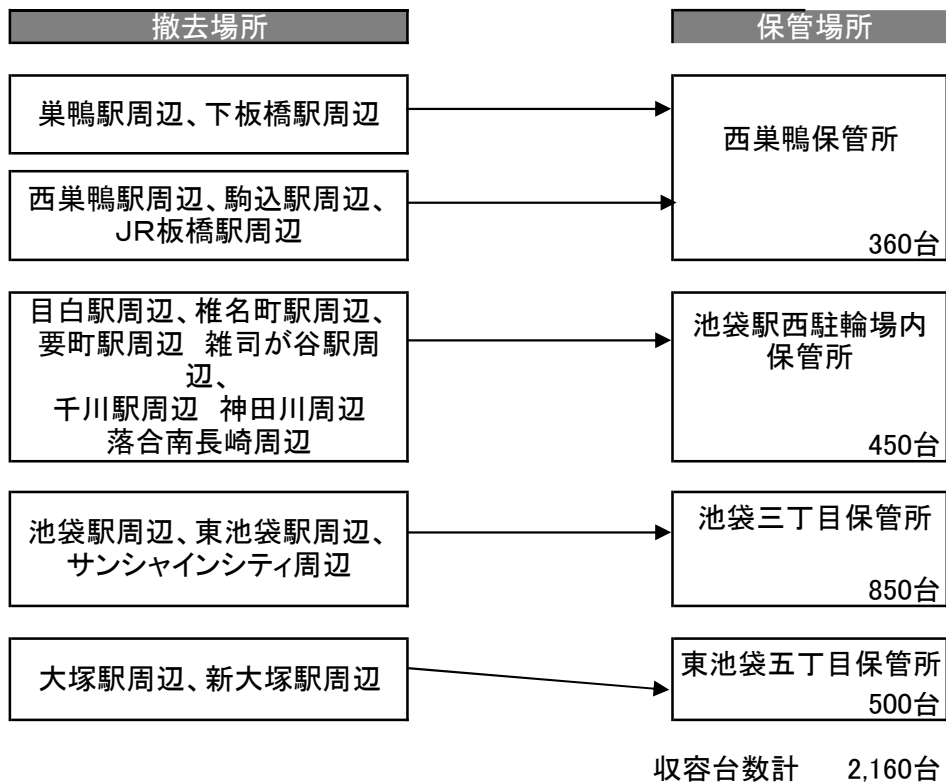
陳情による警告、処理は区内全域について行っているが、私道・私有地等については、原則として土地の所有者に管理・整理を要請している。

また、不必要な自転車の処分は粗大ごみセンターに個別に要請するように指導している。

< 撤去自転車の保管 >

各保管所では、放置自転車管理システムを用いて、収容した自転車の防犯登録号などを記録し、保管管理を行っている。撤去した自転車は、告示の日から起算して30日間保管する。

撤去自転車の保管場所は放置禁止区域別に定められており、下記のとおりである。



< 撤去自転車の返還 >

1週間程度経過しても所有者が引き取りに来ない場合は、防犯登録番号により所管の警察署に対し所有者の照会を行い、所有者に通知する。

所有者への返還にあたっては、下記のものが必要である。

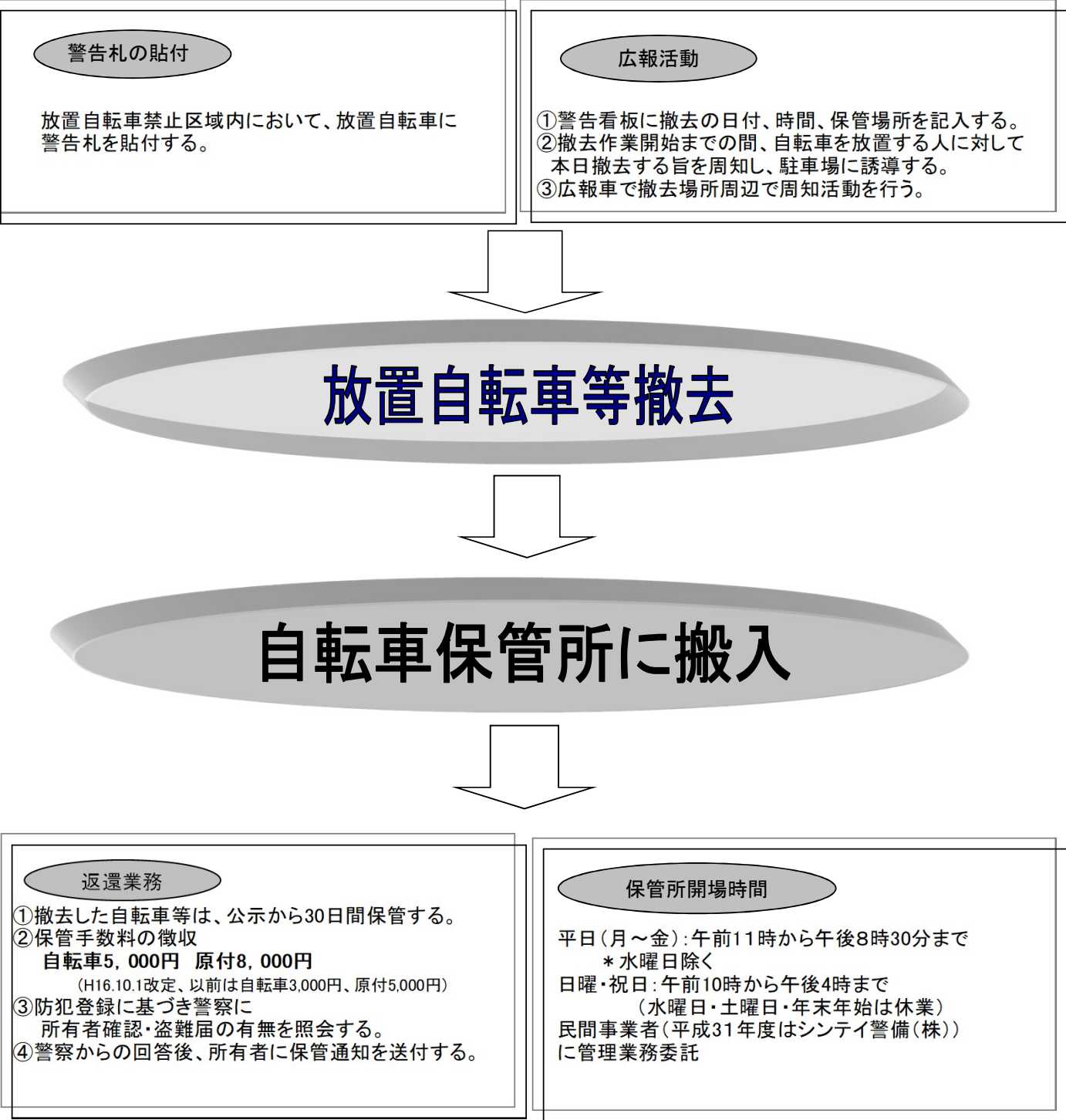
- ① 撤去保管手数料 自転車5,000円、原付8,000円
- ② 身分を証明できるもの
- ③ 撤去された自転車の鍵

引き取り者は身分証明を提示のうえ、「返還申請書」に住所・氏名を記入し、撤去保管手数料を支払って自転車を引き取るものとする。

< 撤去自転車の処分 >

30日間の保管期限を経過しても所有者が引き取りに来ない自転車については、一部リサイクル自転車として再生し、海外譲与・区民販売等により再利用するが大半は廃棄処分となる。

放置自転車等撤去業務の流れ

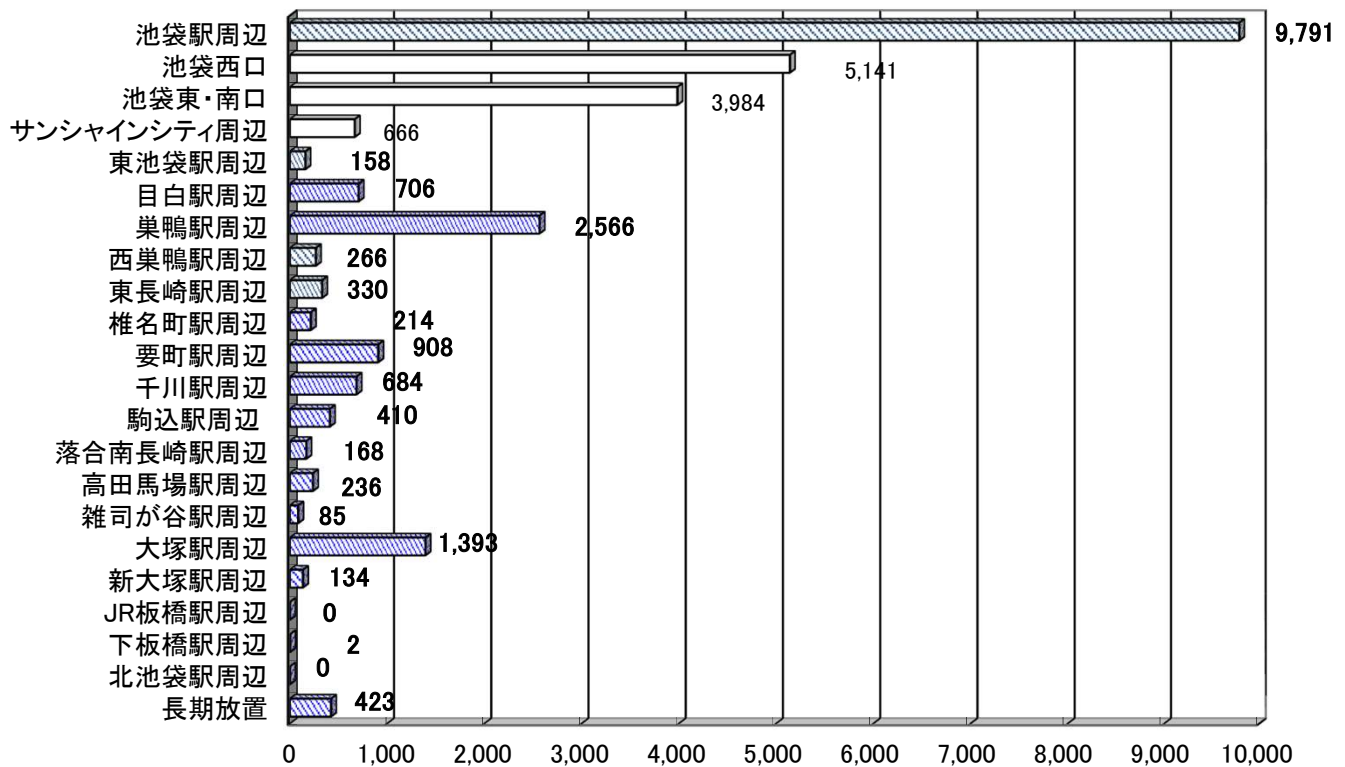


	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1台当たりの経費	7,074 円	6,670 円	7,103 円	6,955 円	7,382 円	8,055 円	10,133 円	11,945 円	10,937 円	10,794 円

自転車撤去の状況(平成30年度)

自転車	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	構成比
池袋駅周辺	940	891	780	970	986	692	953	845	820	739	582	593	9,791	53.0%
池袋西口	513	462	391	536	471	348	561	447	433	380	283	316	5,141	27.8%
池袋東・南口	366	380	337	378	447	301	321	323	340	298	252	241	3,984	21.6%
サンシャインシティ周辺	61	49	52	56	68	43	71	75	47	61	47	36	666	3.6%
東池袋駅周辺	26	15	19	5	16	11	17	11	7	9	13	9	158	0.9%
目白駅周辺	88	67	70	66	76	52	51	67	43	50	38	38	706	3.8%
巣鴨駅周辺	255	258	234	297	299	187	172	152	186	186	189	151	2,566	13.9%
西巣鴨駅周辺	16	17	18	26	20	22	23	34	20	25	24	21	266	1.4%
東長崎駅周辺	28	32	39	49	55	27	32	24	9	13	11	11	330	1.8%
椎名町駅周辺	24	21	23	16	20	16	21	19	10	22	14	8	214	1.2%
要町駅周辺	89	88	80	91	81	71	54	55	91	82	60	66	908	4.9%
千川駅周辺	88	73	68	94	70	37	59	54	30	45	39	27	684	3.7%
駒込駅周辺	39	35	39	63	36	20	22	46	36	30	19	25	410	2.2%
落合南長崎駅周辺	13	9	15	31	14	13	24	14	11	13	8	3	168	0.9%
高田馬場駅周辺	22	21	29	26	29	21	25	21	11	15	10	6	236	1.3%
雑司が谷駅周辺	5	9	9	8	10	0	7	1	2	18	12	4	85	0.5%
大塚駅周辺	163	138	100	132	155	84	116	122	116	94	82	91	1,393	7.5%
新大塚駅周辺	8	11	17	24	16	10	15	11	9	9	4	0	134	0.7%
JR板橋駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
下板橋駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0.0%
北池袋駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
長期放置	18	73	30	21	54	3	49	56	35	53	16	15	423	2.3%
計	1,822	1,758	1,570	1,919	1,937	1,266	1,640	1,534	1,436	1,403	1,121	1,068	18,474	100%

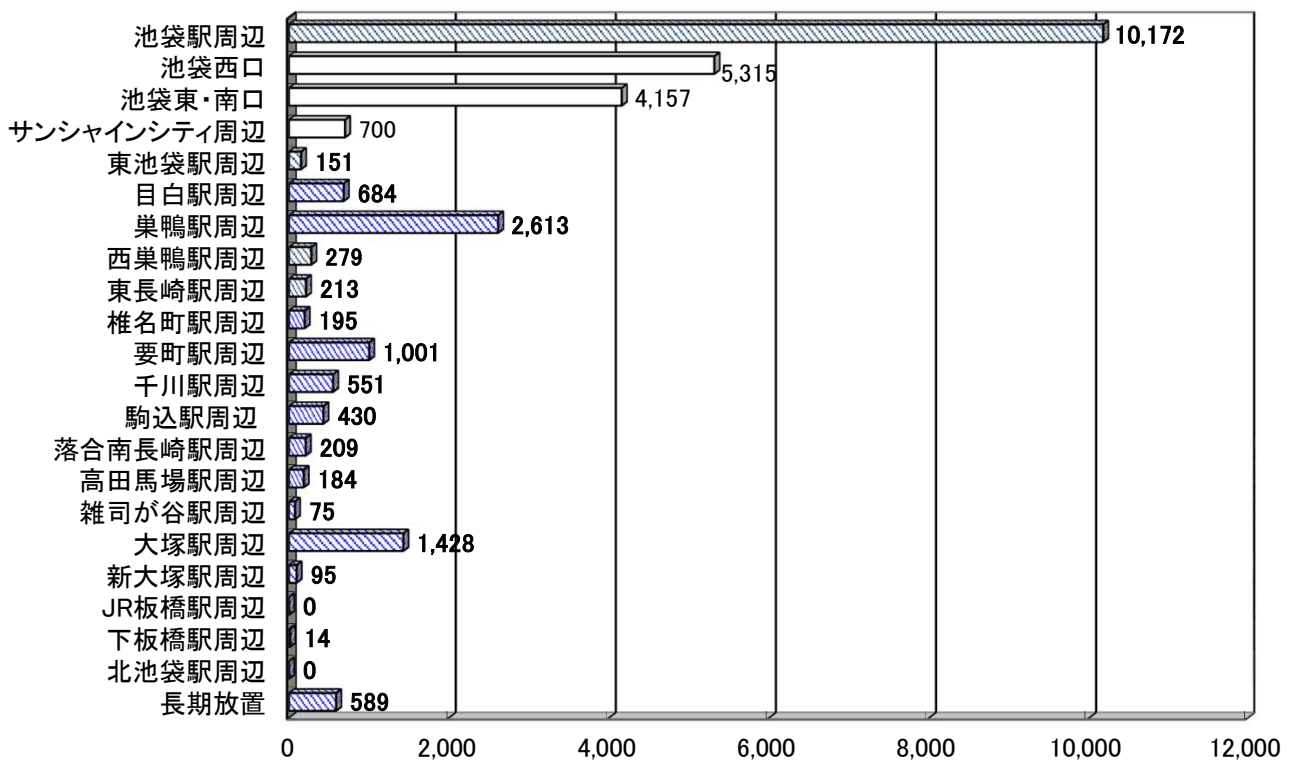
地域別撤去状況



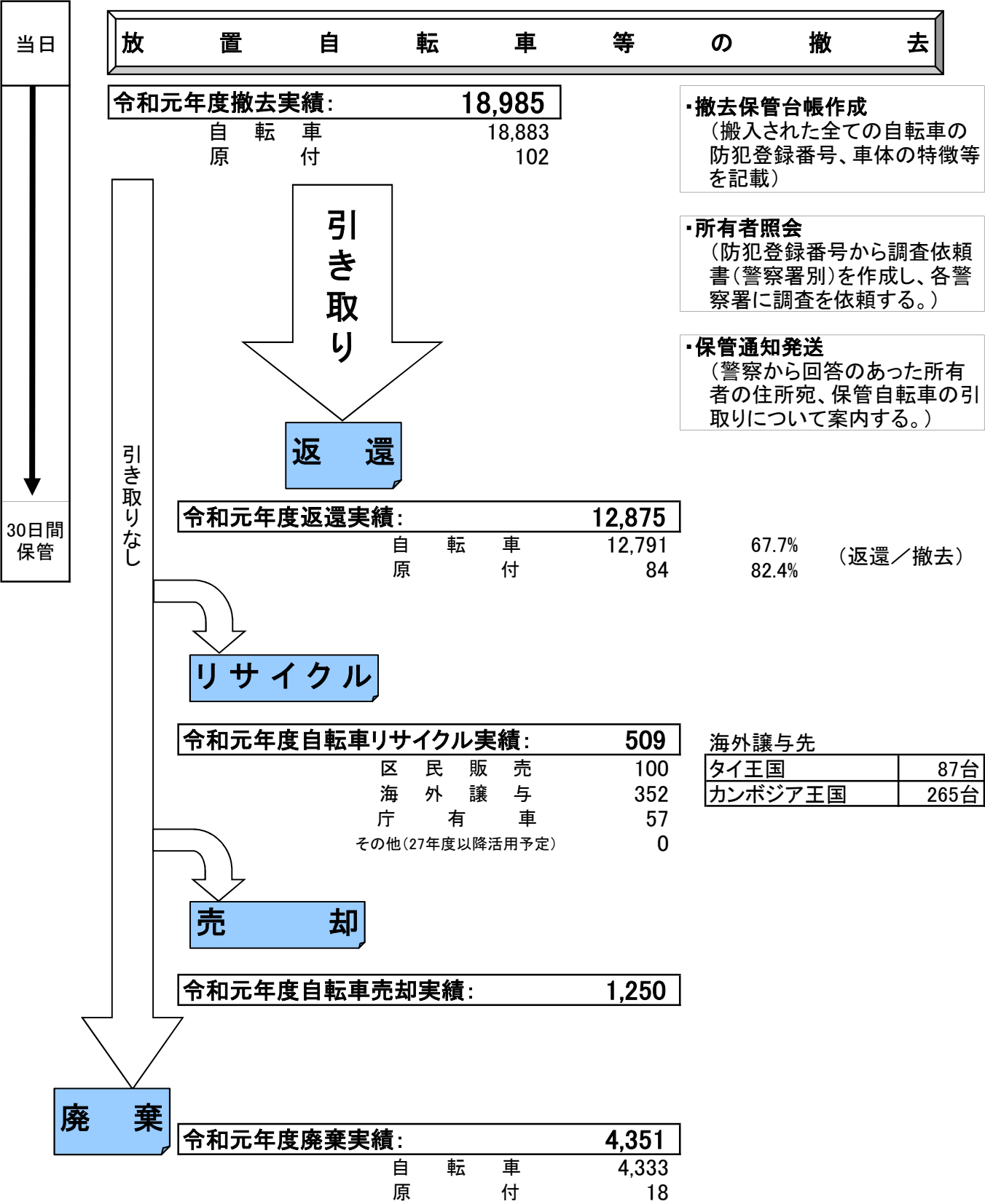
自転車撤去の状況(令和元年度)

自転車のみ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	構成比
池袋駅周辺	790	815	867	722	983	1,047	879	945	846	835	642	801	10,172	53.9%
池袋西口	447	409	428	378	511	485	525	494	444	460	310	424	5,315	28.1%
池袋東・南口	296	339	351	285	434	489	320	399	337	295	284	328	4,157	22.0%
サンシャインシティ周辺	47	67	88	59	38	73	34	52	65	80	48	49	700	3.7%
東池袋駅周辺	17	11	21	14	9	11	14	9	17	7	11	10	151	0.8%
目白駅周辺	72	85	68	62	66	37	48	43	88	52	32	31	684	3.6%
巣鴨駅周辺	243	223	207	249	315	201	222	240	212	130	157	214	2,613	13.8%
西巣鴨駅周辺	24	27	27	23	41	24	30	14	20	15	15	19	279	1.5%
東長崎駅周辺	13	21	15	23	14	24	27	23	19	4	18	12	213	1.1%
椎名町駅周辺	26	14	9	17	21	28	16	17	8	20	9	10	195	1.0%
要町駅周辺	71	78	90	58	126	110	110	98	74	72	55	59	1,001	5.3%
千川駅周辺	34	28	52	50	77	70	47	42	40	32	35	44	551	2.9%
駒込駅周辺	37	38	33	65	41	32	42	19	32	21	37	33	430	2.3%
落合南長崎駅周辺	15	19	25	27	20	17	15	10	21	15	24	1	209	1.1%
高田馬場駅周辺	21	31	18	19	15	16	9	11	13	13	14	4	184	1.0%
雑司が谷駅周辺	3	5	8	7	11	11	5	6	6	6	4	3	75	0.4%
大塚駅周辺	110	118	110	127	132	125	113	130	127	116	96	124	1,428	7.6%
新大塚駅周辺	11	4	5	8	7	4	9	14	9	10	8	6	95	0.5%
JR板橋駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
下板橋駅周辺	0	2	0	3	2	4	0	0	1	0	1	1	14	0.1%
北池袋駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
長期放置	62	29	45	43	42	22	54	74	62	71	41	44	589	3.1%
計	1,549	1,548	1,600	1,517	1,922	1,783	1,640	1,695	1,595	1,419	1,199	1,416	18,883	100%

地域別撤去状況



★撤去から返還、処分までの行程（令和元年度）

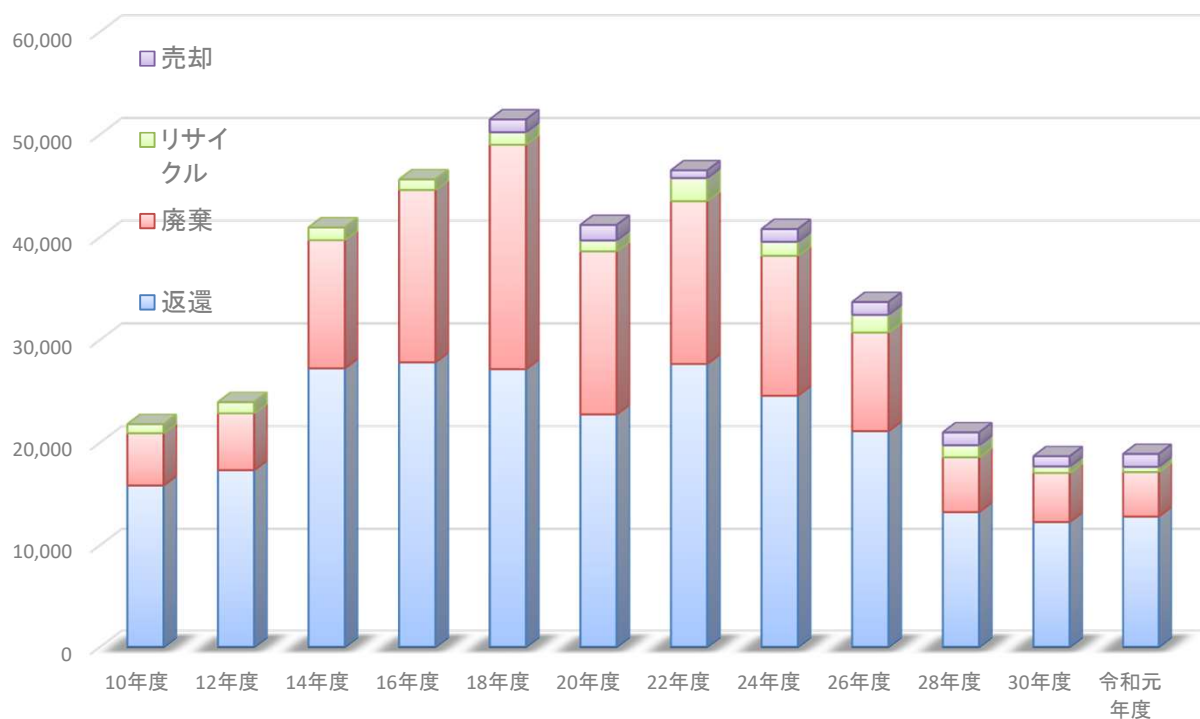


※廃棄はパッカー車により粉碎処分している。
※年度を繰り越して保管している自転車の台数は含まず

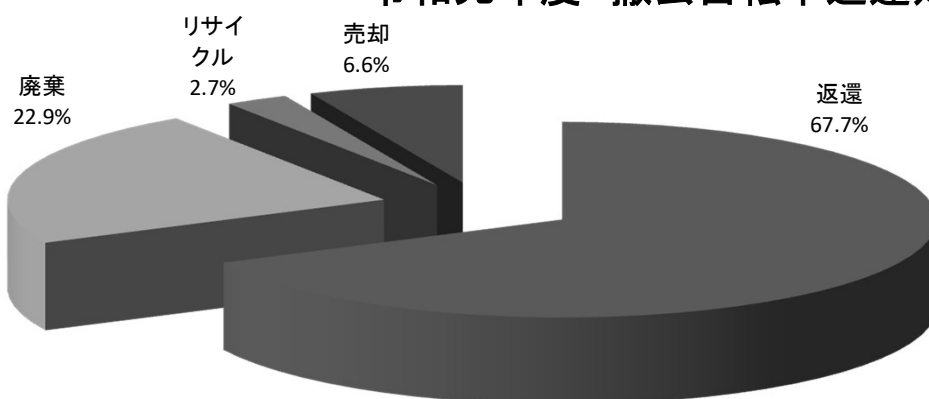
返還・処分台数の推移(自転車のみ)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
返還	15,814	16,098	17,307	23,286	27,225	31,790	27,810	22,271	27,140	24,624	22,736	24,004	27,649	26,011	24,557	22,881	21,105	17,511	13,223	10,984	12,255	12,791
廃棄	5,086	4,549	5,538	10,533	12,477	15,044	16,780	18,605	21,851	18,725	15,874	16,442	15,851	13,887	13,618	12,051	9,602	7,350	5,336	5,227	4,781	4,333
リサイクル	882	910	1,090	1,593	1,235	1,051	1,026	1,136	1,216	1,035	1,070	1,386	2,249	3,227	1,361	1,264	1,724	1,292	1,175	851	626	509
売却								1,000	1,250	1,000	1,500	1,250	750	500	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,000	1,250
計	21,782	21,557	23,935	35,412	40,937	47,885	45,616	43,012	51,457	45,384	41,180	43,082	46,499	43,625	40,786	37,446	33,681	27,403	20,984	18,312	18,662	18,883

返還・処分台数の推移(自転車のみ)



令和元年度 撤去自転車返還処分の状況



1-4 保管所・コールセンターの管理運営

豊島区には15カ所の放置禁止区域に対して4カ所の自転車保管所があり、撤去自転車の返還業務を行っている。

また、平成18年7月の放置自転車管理システム稼働にあわせ、自転車の所有者等からの苦情・問い合わせに対応すべく「自転車コールセンター」を開設した。

【1】 保管所開場時間

開場・受付時間	平日(月～金曜日) * 水曜日除く 日曜・祝日	午前11時00分～午後8時30分 午前10時30分～午後4時30分
休業日	毎週土曜日・水曜日および年末年始(12月28日～1月4日)	

★自転車等保管所

名称	所在地	所有	面積(m ²)	収容台数		開設年月日
				自転車	原付	
1 池袋駅西駐車場内	西池袋3-20-1	区	717.06	450		H 3. 5.10
2 池袋3丁目	池袋3-58	区	1,271.24	850		H 9. 8. 4
3 東池袋5丁目	東池袋5-44	区	708.96	500		H12. 5. 1
4 西巣鴨	西巣鴨4-14	首都高	496.50	360		H15. 6.18
			3,193.76	2,160	0	

※南長崎保管所(自転車500台)はH21.7.15廃止

※北池袋保管所(自転車500台)はH24.3.31廃止

※池袋3丁目は実測値を記載。公簿上は1,267.00m²

※上池袋保管所(自転車420台)はH28.3.31廃止

※千早4丁目保管所(自転車3,000台)はH30.1.廃止

【2】 自転車コールセンター受付時間

開場・受付時間	平日(月～金曜日) 平日(水曜日) 日曜・祝日	午前9時30分～午後20時30分 午前8時30分～午後5時15分 午前10時30分～午後4時30分
休業日	毎週土曜日および年末年始(12月28日～1月4日)	

1-5 自転車リサイクル事業等

区で撤去・保管している自転車のうち、保管期間を過ぎても引き取り手のないものについては、基本的には民間業者に処理を委託しているが、まだ十分に使用できるものについては点検・修理をしてリサイクル自転車として区民販売・海外譲与などに再生利用している。

また、平成17年度より、古物商業者に対し入札による売却も開始した。

【1】区民販売

再生可能な良質な自転車を自転車商組合に無償譲渡し、再生後、希望者に販売している。

実施内容

販売台数	年間100台程度
販売回数	年間2回程度
販売価格	自転車商で設定(5千円～1万2千円程度) ※ 防犯登録料・TSマーク保険料を含む。
周知方法	区広報紙「広報としま」、豊島区ホームページで周知
販売場所	各自転車商組合加盟店

※ 販売の際には、リサイクル自転車の証明シールを貼付。

【2】海外譲与

自転車が高価で品薄なために、その必要性が高いにもかかわらず、入手が困難な開発途上国で有効活用してもらうことを目的として、海外への譲与を実施している。

令和元年度は6月10日にムコーバ(再生自転車海外譲与自治体連絡会)が解散したことにより、公益財団法人自転車整備センターと協力して海外譲与を展開しリサイクル自転車の譲与活動をおこなった。

譲与実績

譲与回数	4回
譲与先及び台数	タイ王国 87台 カンボジア王国 265台

【3】業者販売

古物商の免許を持つ業者に対し、入札により部品等も含め売却を実施している。
年間1,000～1,250台程度を販売している。

【4】提供

平成23年3月発生の東日本大震災の復興活動支援のため、東京都等からの要請に基づき、引き取り手のない放置自転車を再整備し、380台を被災自治体へ提供した。

(内訳)福島県いわき市50台。宮城県石巻市100台。岩手県盛岡市130台。宮城県気仙沼市大島支所50台。宮城県東松島市50台。

1-6 特定の建築物に対する駐輪場附置の義務付け

豊島区自転車駐車場の附置義務について

豊島区では、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づく、「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」により、一定規模以上の施設の建築行為に自転車駐車場を設置する義務を定めています。

同条例は、平成25年12月に改正され、改正前後で基準が異なる部分があります。以下については、昭和62年制定の条例を旧条例。平成25年改正後の条例を新条例として表示しますのでご注意ください。

1. 条例の設置届

条例は建築基準法の関係規定です。建築確認申請前には、事前協議を経た届出が必要です。

2. 条例の適用

平成26年7月1日以降に工事の着手を行う場合には新条例を適用し、それ以前に着手する場合には旧条例を適用します。

※ 新築については「根切り」「杭打ち」、その他については「届出に係る部分について除却工事以外の工事にかかった時」を着手と見なします。

3. 対象となる指定区域

旧条例：都市計画法に規定する商業地域及び近隣商業地域

新条例：豊島区内全域

4. 対象となる建築行為

旧条例：新築、増築

新条例：新築、増築、改築、用途変更

5. 対象となる指定用途、台数の算定基準

指定区域内での以下の用途を指定用途とする		台数の算定基準
旧条例	① 遊技場	対象面積15㎡(対象面積が5,000㎡を超える部分は30㎡)ごとに1台。
	② スーパーマーケットその他の大規模小売店舗	対象面積20㎡(対象面積が5,000㎡を超える部分は40㎡)ごとに1台。
	③ 百貨店	対象面積60㎡(対象面積が5,000㎡を超える部分は120㎡)ごとに1台。
	④ 銀行等金融機関	対象面積25㎡(対象面積が5,000㎡を超える部分は50㎡)ごとに1台。
新条例	① 遊技場、学習施設、病院、ボーリング場、ゴルフ練習場、バッティングセンター、レンタルビデオ店	対象面積15㎡(対象面積が5,000㎡を超える部分は30㎡)ごとに1台。
	② スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア	対象面積20㎡(対象面積が5,000㎡を超える部分は40㎡、10,000㎡を超える部分は80㎡)ごとに1台。
	③ 銀行その他の金融機関、郵便局	対象面積25㎡(対象面積が5,000㎡を超える部分は50㎡)ごとに1台。
	④ ②を除く小売店舗、飲食店、カラオケ店、スポーツ施設	対象面積40㎡(対象面積が5,000㎡を超える部分は80㎡、10,000㎡を超える部分は160㎡)ごとに1台。
	⑤ 事務所、バックヤード	対象面積200㎡(対象面積が10,000㎡を超える部分は400㎡)ごとに1台。

※ 対象面積は階段、エスカレーター、エレベーター、壁等により明確に区分された通路、トイレ、給湯室、宿泊施設。客の用に供しない休憩室、客の用に供しない食堂。搭屋、屋上、倉庫、機械室、ボーリング場のレーン等、人の立入を予定していない部分は除きます。

6. 附置義務有無の基準台数

旧条例：20台

新条例：10台

7. 台数の算定

建築行為後の建物のうち、指定用途に定められる前に建築された部分又は指定用途に定められる前からその用途に使用している部分を除き、残った部分を新築と見なして”5”の基準により用途ごとに算定し、小数点以下を切り捨てます。各用途の台数を合計した台数が”6”の基準台数以上の場合には附置義務対象となり、届け出義務が生じます。

8. 標準面積、駐輪場案内

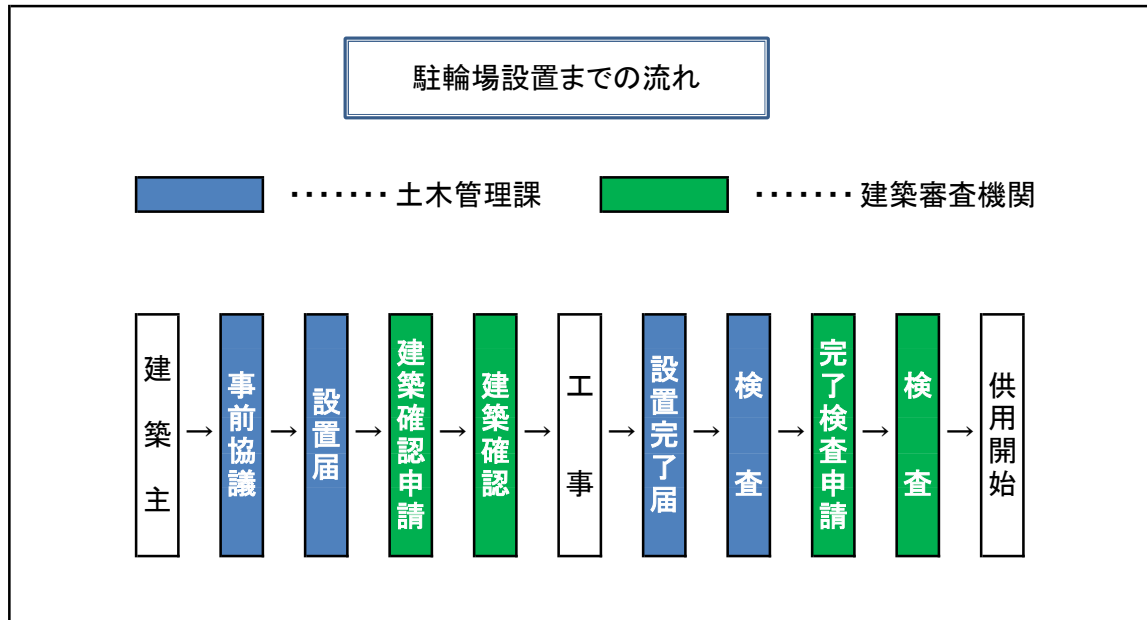
設置にあたっては、1台当たり0.6×1.9mを標準とし、1㎡(0.5×2m)以上の確保が必要です。(自転車ラック等の設置については協議します)

新条例により、道路に面する全ての壁面へ駐輪場案内の表示と、その管理が義務付けられ、立入検査等の対象です。

9. 注意事項

- (1) 立ち入り検査
条例の規定を守ってもらうため、報告・資料の提出を求めたり立ち入り検査を行います。
- (2) 措置命令
条例の規定に違反した場合は、違反を是正するために必要な措置を構すべきことを命じる場合があります。
- (3) 公表
条例の規定に違反した場合や、措置命令に従わなかった場合などは、その旨を公表します。

10. 駐輪場設置までの流れ



11. 届出添付書類

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図(対象面積を用途別に着色のうえ、自転車駐車場位置、自転車駐車場までの経路とその幅員等を表示)
- (4) 条例第20条により設置する表示の設置位置、意匠、内容等を明示したもの
- (5) 設置台数の算出内訳
- (6) 構造図(特殊な装置を用いる自転車駐車場に限る。)
- (7) 運営計画

参 考

★ 中高層集合住宅建築指導条例に基づく駐輪場の附置義務

一定規模以上の共同住宅の建築の際にも、中高層集合住宅建築指導条例により、建築主に対する駐輪場の設置を義務付けている。

施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
共同住宅 (寄宿舍等を含む)	3階かつ住戸数が15戸以上のもの	1住戸ごとに1台 (駅から500m.以内の共同住宅で30㎡未満の住戸については2住戸あたり1台以上)

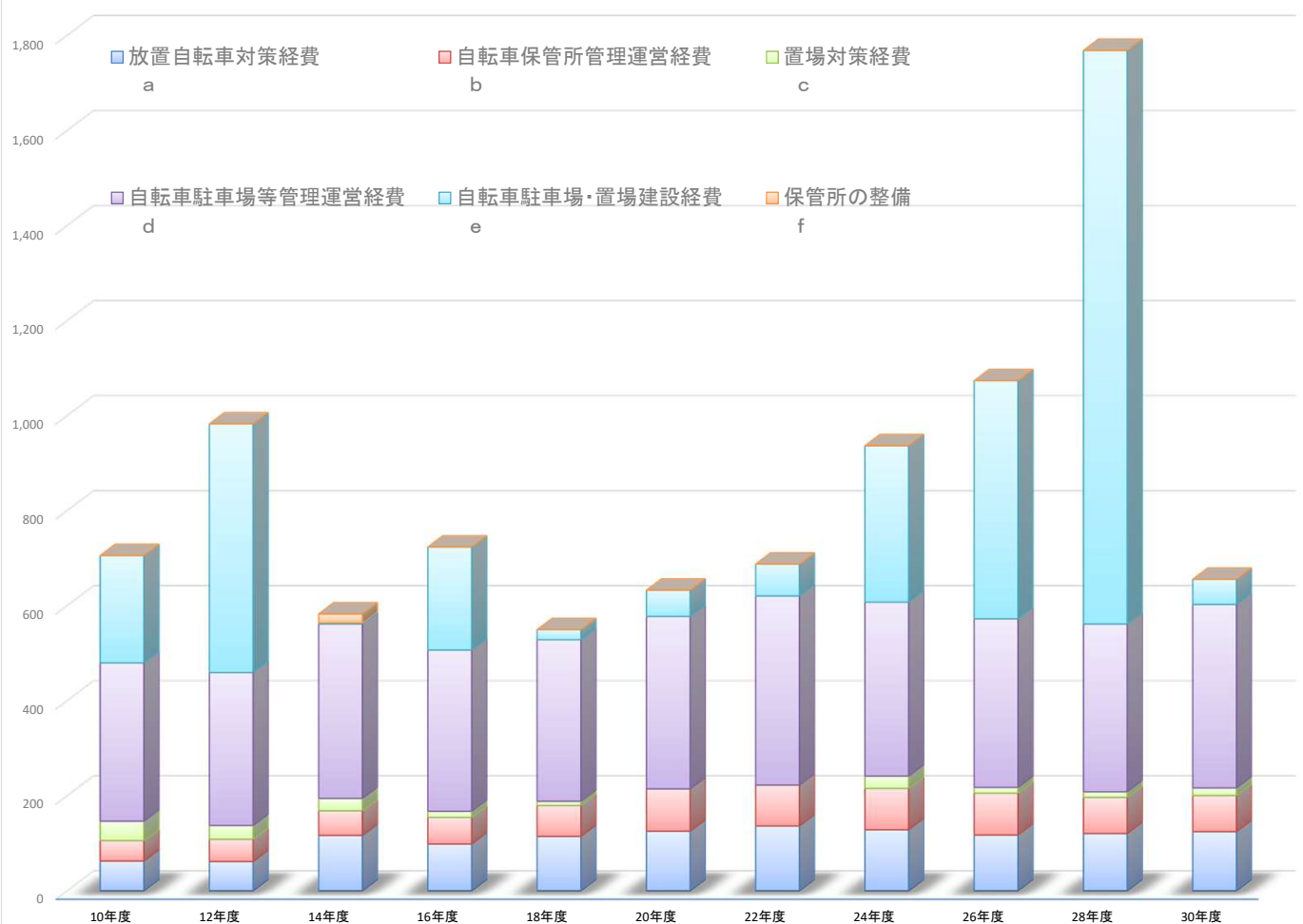
2. 自転車対策経費と財源の推移

2-1 自転車対策関連経費(歳出)の推移 <決算ベース>

単位: 百万円(十万単位切り上げ)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度比
放置自転車対策経費 a	62	45	61	83	116	106	98	108	114	117	125	138	136	137	128	117	117	131	120	123	124	1
自転車保管所管理運営経費 b	43	40	47	54	52	56	56	56	65	89	89	87	86	92	87	86	88	88	76	79	76	▲ 3
置場対策経費 c	41	35	29	30	26	8	13	12	9	9	0	28	0	0	26	22	12	12	12	10	16	6
自転車駐車場等管理運営経費 d	333	329	322	346	367	338	339	322	340	335	363	358	398	379	366	371	355	364	353	367	386	19
管理運営経費等 (1) = a~d	479	449	459	513	561	508	506	498	528	550	577	611	620	608	607	596	572	595	561	579	602	23
自転車駐車場・置場建設経費 e	226	901	523	213	2	5	217	69	21	24	55	110	67	132	329	433	501	417	1,207	38	53	15
保管所の整備 f	0	7	0	0	19	20	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設経費等 (2) = e~f	226	908	523	213	21	25	217	69	21	27	55	110	67	132	329	433	501	417	1,207	38	53	15
事業費計 (3) = (1) + (2)	705	1,357	982	726	582	533	723	567	549	577	632	721	577	740	936	1,029	1,073	1,012	1,768	617	655	38
公債償還(元金+利子) (4)	32	32	48	66	86	168	227	226	224	222	214	206	156	94	139	54	23	186	4	1	1	0
総合計	737	1,389	1,030	792	668	701	950	793	773	799	846	927	733	834	1,075	1,083	1,096	1,198	1,772	618	656	38

自転車対策関連経費(歳出)の推移 <決算ベース>



2-2 自転車対策関連経費(歳入)の推移 <決算ベース>

自転車対策関連事業費、施設建設費、人件費に充当された財源の推移

(単位:は百万円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度比
一般財源	557	570	533	553	465	401	587	709	670	327	356	437	339	346	484	678	636	456	1,374	266	279	13
起債	169	812	508	162	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国・都補助金	39	54	0	0	41	28	30	4	4	10	7	34	22	55	119	18	119	145	100	0	0	0
駐輪場使用料等	79	76	90	134	176	179	190	158	167	199	237	229	236	255	263	266	266	347	251	340	342	2
撤去保管手数料	34	33	35	62	80	93	98	105	130	118	109	116	134	127	120	112	102	85	65	55	61	6
計	878	1,545	1,166	911	762	701	905	976	971	654	709	816	731	783	986	1,074	1,123	1,033	1,790	661	682	21

自転車対策関連経費(歳入)の推移 <決算ベース>

